

長期欠席議員の報酬等の取扱いに関し、今後、整理を要する事項

1 これまで整理を行った事項

- (1) 欠席した場合に減額の対象とする会議の範囲
- (2) 欠席事由

2 現在、検討中の事項

- (1) 適用除外とする欠席事由（長期欠席期間に含めない欠席事由）
- (2) 減額の対象とする欠席の期間
- (3) 減額率
- (4) 報酬を減額する始期と終期

3 今後、検討等を要する事項

- (1) 手続き（届け出等）の取扱い※
- (2) 期末手当の取扱い
- (3) 逮捕・勾留の場合の報酬及び期末手当の取扱い
- (4) 政務活動費の取扱い※

※ (1)及び(4)は、R7.3.12の委員会時点から新たに追加したもの。